○大蔵委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長（六三、七、二七）	六三、七、二七	六三、七、二七	六三、七、二七（予）	六三、七、二八 可決	六三、七、二九 可決			六三、七、二七 可決	

昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、昭和六十三年分の所得税について、その負担を軽減する等のため、所得税法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和六十三年分の所得税について、現行十二段階の税率（最低税率一〇・五％、最高税率六〇％）を課税総所得金額等の額に応じて、六段階の税率（最低税率一〇％、最高税率六〇％で税率の刻みは一〇％）に改正することとし、これに伴い、給与等に係る源泉徴収の特例等の規定を設ける。

二、家内労働者等の昭和六十三年分の事業所得等の計算上、必要経費の最低保障（五十七万円）を設ける。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度における租税の減収見込額は約一兆三千億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十三年分の所得税について、その負担の軽減等を図るため、現行の十二段階の税率を、課税総所得金額等の額に応じて、最低一〇％から最高六〇％まで、一〇％刻みの六段階の税率に改めるとともに、家内労働者等についての必要経費について、五十七万円の最低保障を設けようとするものであります。

なお、本法律施行に伴う租税の減収額は、昭和六十三年度約一兆三千億円と見込まれております。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。